

淡海の川づくり検討委員会 議事概要

- 日時 令和6年8月30日（金） 13:00～15:10
場所 滋賀県危機管理センター 災害対策室1
出席者 淡海の川づくり検討委員会（滋賀県河川整備計画検討委員会）
市川副委員長、里深委員長、平山委員、村上委員、山中委員 ※五十音順
事務局 滋賀県土木交通部流域政策局
広域河川政策室、流域治水政策室、河川・港湾室、水源地域対策室
大津土木事務所、湖東土木事務所
- 議事 ・淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画（変更原案）について
・淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）について
- 概要 上記2圏域の河川整備計画（変更原案）について説明し、委員会より答申（意見の骨子）をいただいた。

■淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画（変更原案）について

委員：各河川の重要種について、工事前後のモニタリングなど実施していないのか。

事務局：工事が完了した大宮川については、放水路を新設する際に河川元来の自然の営力に任せて、みお筋や植生が回復すれば、元の植生や魚類が戻ってくるだろうと考えている。

委員：例えば地域住民にとって愛着深い重要種が工事後に消失した場合、大騒ぎになってしまうという懸念がある。費用との関係もあるが、地域の方が重要だとしている種が変化していないかというのは見ておいたほうが良く、工事によって生息環境が変わっていないということを説明するためにも必要であると考え。可能な範囲で検討いただきたい。

委員長：当圏域では花崗岩域が上流にあり、ここ数十年間は変化ないが、天井河川もある。今日も台風が来ているが、昨今の我が国において土砂・洪水氾濫現象が起きており、土砂生産が将来的に活発化することが懸念される。よって、洪水を流す整備だけでなく、土砂も考慮した事前対策はもちろんのこと、他府県で同じ地質のエリアの氾濫事例を参考にして、平常時からのプランニングが必要である。

委員：真野川について、整備実施区間周辺は農地が多いのか。

事務局：河口から国道 477 号までは民家が連担しており、それより上流は田畑や山付けといった状況である。

委員：河口から国道 477 号まで、つまり変更前の整備実施区間については、民家が連担しているが、そこについては整備実施区間が十分に進んでいるという理解でよいか。

事務局：河口から約 300mは、引き堤や河道掘削が一部完了している。また、県道高島大津線の真野川大橋の架け替え工事をしており、令和 4 年 10 月に供用開始をしたところである。

委員：これからはその区間も含めて引き堤などを実施していくのか。

事務局：その通りである。本格的に河口から河道掘削や引き堤を実施していく段階である。

委員：今後整備していく区間は民家が立ち並んでおり、上流側も農地とはいえ引き堤をすることになるため、計画的な用地の取得が重要だと感じる。

委員：説明時に圏域全体では山地からの土砂流出がある状況だと聞いたが、真野川上流からの土砂供給はどうなのか。

事務局：湖西の山地から土砂は絶えず供給されている。浚渫も毎年どこかで実施している状況である。

委員：河道掘削や引き堤をしても土砂が供給されてしまうため、モニタリングしながら管理していくのが望ましい。

事務局：点検を実施して流下能力の確保に努めていく。

委員：真野川の整備について、河道掘削等による河積拡大をするということだが、整備実施区間内の大きく蛇行している区間について、流路の見直しはしないのか。

事務局：大きくカーブしているところについては若干の見直しを行うが、基本的には

河道の自然環境の保全という観点から、現川の法線で整備を行う。

委員：地先の安全度マップで、国道 161 号と交差する周辺の中流域にて河道沿いの浸水深が深い箇所が見られるが、ここは基本的に民家がないという理解で良いか。

事務局：ピンク色の明示がされている箇所は浸水深が 2～3 m であり、農地の浸水だと認識している。

委員：農地であれば被害のリスクは大きく変わらないが、整備が終わるまでは時間がかかることから、それまでの期間、浸水リスクが高いところでは、土地利用の管理などが大事であると感じる。

委員長：それでは委員会の意見をとりまとめた。審議の結果、淀川水系志賀・大津圏域河川整備計画（変更原案）について、下記の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。記 1. 真野川について大きく拡幅を伴うことから、用地の取得について計画的に進められたい。2. 工事前後の生物相の変化について確認することを検討されたい。3. 他河川の状況を参考にしながら、土砂流出等について検討されたい。4. 水害リスクの高いところについて、土地利用の管理に留意されたい。

事務局：意見をいただいた 2, 3, 4 について現状の取組を補足させていただく。2 について、大宮川では地域の方が手作り魚道や、魚道内の土砂の撤去、遡上する魚の調査などをしていただいております、大津土木なども関わっている。例えば生息している魚の種類は、地域の方や周辺の県の琵琶湖環境科学研究センターや県立大学などが関わっており、調査結果を確認することで、工事前後の生息種の変化が確認できると考える。今後も県として、そういう活動を支援させていただく。3 の土砂流出に対する事前対策については、現在ドローンで河道の撮影をしております堆積状況の変化などを評価している。よって、堆積状況が顕著である箇所については、事前の対策が可能だと考える。事後の対策についても、堆積後の除去はもちろんのこと、適切な避難を実施するため、土砂災害の危険箇所は事前の避難体制を充実することが必要である。当圏域でも「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」にて事前の対策も講じているので、引き続き、避難体制の充実・支援に努めたい。4 について、本県では、中小河川の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」を独自で作成しており、確率規模 1/10、1/100、1/200 のマップ

を公開している。都市計画法上、60分雨量強度50mm程度の降雨で0.5m以上の湛水が予想される場所は市街化区域に含めないということが通達されているが、1/10の「地先の安全度マップ」では60分雨量強度が50mmであることから、流域治水条例に基づき、1/10のマップで0.5m以上の湛水が予想されるエリアを、原則新たに市街化区域に含めないこととしている。引き続き、各市町や県の都市計画部局でこの規定を運用し、土地利用の管理状況に留意していきたい。

委員長：それでは、この意見をもとに答申を作成するが、文言の調整については委員長に一任でよろしいか。

全委員：異論なし。

■淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）について

委員：芹川の流下能力図について（スライド32頁）、整備時期検討区間の辺りについては、流下能力にかなり余裕があるが、どのような状況か。

事務局：芹川については、彦根城の外堀に流れていた芹川を有堤河川として、現在の住宅市街地内（整備実施区間）に整備しており、断面が小さいが、整備時期検討区間の辺りについては、元々の芹川であり、掘込み河道であったことから、委員のご指摘のとおり、現況でも流下能力に余裕がある。

委員：場所は、東海道新幹線の辺りか。

事務局：国道8号の旭橋の辺りから上流は掘込み河道になっている。

委員：将来的な整備時期検討区間については、東海道新幹線が横断する大変な区間ではあるが、幸いにも流下能力に余裕があると理解した。

委員：湖東圏域は、古くからの街の中を流れる河川が多いため、空間的にも整備の選択肢が少なく、現状ある河道の中で何とか対応しなければならず、制約の多い圏域であると理解している。そのような状況の中で、生き物に配慮し、かつ居住者も多いため、親水性の向上を図っていただいているが、

必ずしも、あらゆる河川に手を入れて、生き物の多様性を何としてでも引き上げるべきとは考えていない。例えば魚類であれば、現状、琵琶湖があるので、魚等が上って来られるような物理的な配置の河川であれば、河川内に魚等を導き入れることで多様性の向上ができると思うが、地形や流量等の関係で、琵琶湖から魚等が遡上できない区間が出来てしまうと、それより上流側に、いくら費用を投じて、生物多様性や親水性を持たせることに対する必然的な意味が見出せなくなる可能性がある。生物多様性や親水性を持たせることは大事ではあるが、濃淡を付けて、費用対効果を考えるべきである。

委員：川と人との付き合い方も様々であり、住民の関心のある場所など、1つの河川でも場所によって違うのではないか。(スライド 104 頁) 住民の関心のある所にスポットを当てた説明や、資料の出し方により、住民の意見や河川に関心を持つ人も増えるのではないか。(スライド 91 頁) 住民説明会だけに拘らず、今回の計画変更に対するご意見としていただいたものは、すべて紹介していただくことが望ましい。

委員長：芹川には元々ダム計画があったが、ダム建設に頼らないことを選択したことは1つの県民の判断であり、大事にされるべきだと思う。一方で、ダム建設に頼らないということであれば、流域の安全性確保のためには、かなりの努力をしなければならない。気候変動に伴い、対象とする降雨規模は、おそらくこれから先大きくなる。10年前の状況と随分違うので、住民も実感として思っているだろう。そのような中で、ダム建設に頼らない川づくりを進めていくためには、これまで以上に、地域との連携や協力、場合によっては、調整池の検討など、多大な協力が必要になる。ダム建設に頼らないことを選択したという事実を改めて確認し、これからやらなければならないことについて、住民と行政の間で、意思確認があることが望ましい。

委員：平田川と野瀬川については、流下能力が不足しており、かつ沿川に住宅地が広がっているが、今後も宅地化が進行していく見通しか。

事務局：平田川と野瀬川については、宅地開発は概ね終了している。

委員：野瀬川の下流に、比較的大きな農地があり、将来的に虫食的に宅地化が進行していくのではないかと懸念されるため、土地利用の管理と合わせて

留意していただきたい。また、平田川の調節池の検討にあたっては、協力していただければ、なるべく早めの依頼・対応に留意していただきたい。

委員長：それでは委員会の意見をとりまとめたい。審議の結果、淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）について、下記の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。1. 現状での生物多様性を踏まえ、多自然川づくりを重点的に行う区間と、そうではない区間について検討されたい。2. 芹川の気候変動を踏まえた対策について、引き続き行政、住民ともに検討されたい。3. 水害リスクの高いところについて、土地利用の管理に留意されたい。4. 平田川について、調節池の候補地を早期に検討されたい。

委員：1点目については、同一の河川の中で、多様性保全のために力を掛ける所と、そうでない所があっても良いという趣旨であるため、「それぞれの河川内での」を追加願いたい。

委員長：以上を淀川水系湖東圏域河川整備計画（変更原案）に関する本委員会の委員意見としたい、よろしいか。

全委員 異議なし。

委員長：それでは、この意見をもとに答申を作成するが、文言の調整については委員長に一任でよろしいか。

全委員：異論なし。

以 上